

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
中国	重慶母子保健医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	重慶母子保健医療機材整備計画を実施するために必要 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両の調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,148,000千円 H15.3.3まで	H14.3.4 北京で (同日)	日本側 阿南雅茂在中国大使 中国側 龍永図対外貿易経済合作部首席交渉代表	H15.2.10 28号
中国	西部七省・自治区感染症予防推進計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	西部七省・自治区感染症予防推進計画を実施するために必要 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	406,000千円 H15.3.31まで	H14.4.18 北京で (同日)	日本側 阿南雅茂在中国大使 中国側 龍永図対外貿易経済合作部副部長	H15.6.10 171号
中国	中等專業教育学校機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	中等專業教育学校機材整備計画を実施するために必要 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,368,000千円 H15.3.31まで	H14.4.18 北京で (同日)	日本側 阿南雅茂在中国大使 中国側 龍永図対外貿易経済合作部副部長	H15.6.10 172号
中国	広西天湖貧困区貧困救済計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	広西天湖貧困区貧困救済計画を実施するために必要 1. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	670,000千円 H15.3.31まで	H14.6.24 北京で (同日)	日本側 阿南雅茂在中国大使 中国側 龍永図対外貿易経済合作部副部長	H15.5.8 127号
中国	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の本国での視学に必要な経費の供与	363,000千円 H15.3.31まで	H14.9.6 北京で (同日)	日本側 阿南雅茂在中国大使 中国側 龍永図対外貿易経済合作部副部長	H15.10.16 386号
中国	長春中日友好浄水場制御設備改善計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	長春中日友好浄水場制御設備改善計画を実施するために必要 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 浄水場の管理指導に必要な役務の供与	999,000千円 H15.3.31まで	H14.9.6 北京で (同日)	日本側 阿南雅茂在中国大使 中国側 龍永図対外貿易経済合作部副部長	H15.10.21 398号
中国	黄河中流域保全林造成計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	黄河中流域保全林造成計画を実施するために必要 1. 林道の建設及び植林に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 植林サイードライレンの作成を含む植林の指導のために必要な役務の供与	489,000千円 H15.3.31まで	H14.9.6 北京で (同日)	日本側 阿南雅茂在中国大使 中国側 龍永図対外貿易経済合作部副部長	H15.10.21 399号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

中国との無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 と使用期限 (注2)	署名日 (勅録註印) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
中国	第二次貧困地域結核抑制計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	第二次貧困地域結核抑制計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 大明宮含元殿遺跡保存環境整備計画の実施するため に必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	402,000千円 H15.3.31まで	H14.9.6 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中国側 龍永図対外貿易経済合作部副部长	H15.10.21 400号
中国	大明宮含元殿遺跡保存環境整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	大明宮含元殿遺跡保存環境整備計画の実施のために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	280,000千円 H15.11.20まで	H14.11.21 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中国側 龍永図対外貿易経済合作部副部长	H16.2.10 48号
中国	漢江洪水予警報機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	漢江洪水予警報機材整備計画の実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	530,000千円 H16.3.12まで	H15.3.13 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中国側 龍永図対外貿易経済合作部副部长	H16.3.3 86号
中国	第二次黄河中流域保全林造成計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	第二次黄河中流域保全林造成計画の実施するために必要な 1. 林道、谷止工その他関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与 5. 植林の指導のために必要な役務の供与	179,000千円 H16.3.12まで	H15.3.13 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中国側 龍永図対外貿易経済合作部副部长	H16.6.18 289号
中国	内陸部救急医療センター機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	内陸部救急医療センター機材整備計画の実施するために必要な 1. 車両及び機材の調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 第二次中等專業教育学校機材整備計画の実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	995,000千円 H16.3.31まで	H15.4.18 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中国側 安民商務部副部长	H16.4.28 168号
中国	第二次中等專業教育学校機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	第二次中等專業教育学校機材整備計画の実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,268,000千円 H16.3.31まで	H15.4.18 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中国側 安民商務部副部长	H16.4.28 169号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、平成〇年△月〇日をH〇.△.□と記している。
(注3)日付については、平成一〇年△月〇日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
中国	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生が日本国での勉学に必要な経費の供与 第三次貧困地域結核抑制計画の実施するために必要な	93,000千円 H16.3.31まで	H15.6.24 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中国側 安民商務部副部長	H16.8.11 446号
中国	第三次貧困地域結核抑制計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機材の管理指導に必要な役務の供与 黄河中流域保全林造成計画の実施するために必要な	449,000千円 H16.3.31まで	H15.8.14 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中国側 安民商務部副部長	H16.8.25 519号
中国	黄河中流域保全林造成計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	1. 植林に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 植林ガイドラインの作成を含む植林の指導のために必要な役務の供与	371,000千円 H16.3.31まで	H15.8.14 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中国側 安民商務部副部長	H16.8.25 520号
中国	第二次黄河中流域保全林造成計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	第二次黄河中流域保全林造成計画を実施するために必要な 1. 林道、谷止工及びその他関連施設の建設並びに植林に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 植林の指導のために必要な役務の供与 西安市廃棄物管理改善計画を実施するために必要な	519,000千円 H16.3.31まで	H15.8.14 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中国側 安民商務部副部長	H16.8.25 521号
中国	西安市廃棄物管理改善計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	1. 車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の車両及び機材の操作指導のために必要な役務の供与	1,323,000千円 H16.3.31まで	H15.8.14 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大使 中国側 安民商務部副部長	H16.8.25 522号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。